

## 三鷹市広告付郵送用封筒提供者の募集について

### 1 概要・目的

三鷹市では、市民サービスの向上、市の経費削減のため、市役所で使用する共通封筒に広告を掲載し、印刷・作成して市に無償で提供していただける事業者を募集します。

### 2 履行期間

協定締結日から令和8年12月7日まで

### 3 履行場所

三鷹市が指定する場所

### 4 仕様

#### (1) 広告付郵送用共通封筒の規格及び年間使用予定数量

ア 定形封筒（料金後納）（120mm×235mm）	60,000 枚
イ 定形封筒（郵便区内特別）（120mm×235mm）	15,000 枚

#### (2) 用紙

定形封筒（料金後納及び郵便区内特別）

- ア 紙質・・・・・・・・・・日本製紙 G オリンパス（同等品可）
- イ 紙厚・色等・・・・・・・・85 g/m<sup>2</sup>以上 100g/m<sup>2</sup>以下、2色まで
- ウ 再生紙使用の有無・・・・有（古紙配合率：40%以上）
- エ その他・・・・・・・・・・封筒の中身が透けないこと

#### (3) 印刷内容

- ア 表面には市役所名、郵便番号、所在地、電話番号、ホームページの URL に関する情報等、三鷹市が指定する内容を封筒に掲載してください。
- イ 裏面には、提供者の記載部分とし、別紙「三鷹市広告付郵送用封筒提供者募集に関する事項」に反しない限り、提供者の任意で広告等を募集し掲載することとします。  
※広告掲載範囲は、別紙「定形封筒デザインイメージ」を参照してください。
- ウ 広告下部に「※この封筒は経費削減のため、無償提供者により作成されたものです。」、「※令和8年 月 日現在の情報です。」（空欄の日付は三鷹市が指定いたします）、「※広告主及び広告内容については、市が推奨するものではありません。広告に関する質問等は、直接広告主にお問い合わせください。」と表示してください。また、あわせて提供者名についても記載してください。
- エ 表面には点字で「みたか しやくしょ」と表示してください。
- オ 定形封筒の開き部分の糊加工は不要です。
- カ 色については、2色（黒色・特色）までとしてください。
- キ 表面の内容や三鷹市マーク等については、見本を提供します。
- ク その他、記載内容等については、事前に市と無償提供者で協議し、市の承諾を受けた後に作成してください。

## 5 封筒の用途

提供いただいた封筒は、市の一般業務や事業で使用いたします。

## 6 応募期間・応募方法

### (1) 応募期間

令和8年6月26日(金)～令和8年7月3日(金)

※土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで

### (2) 申込受付場所

三鷹市役所第二庁舎3階契約管理課契約係窓口

### (3) 応募に必要な書類(提出書類)

ア 「三鷹市広告付郵送用封筒提供申込書」

イ 「三鷹市広告付郵送用封筒に関する提案書」

ウ 法人にあっては登記簿謄本、商号を用いる個人にあっては商号登記簿謄本、商号を用いない個人にあっては身分証明書

エ 法人にあっては法人市民税納税証明書、個人にあっては市民税納税証明書(未納が無いことの証明。直近の年度のものかつ発行後3か月以内のものに限る。)

## 7 封筒の納品

### (1) 納品期限

令和8年12月7日(月)

※納品日について別途協議させていただくことがあります。

### (2) 納品場所

三鷹市野崎一丁目1番1号(三鷹市が指定する場所)

### (3) 納品数量

納品数量は年間使用予定数量の内、市と協議した数量とします。

## 8 封筒の使用期間

使用開始・・・市役所部署毎に現在使用している封筒がなくなり次第広告入り封筒の使用を開始します(部署により使用開始時期が異なります。従前の封筒の在庫を持っている部署においては、在庫使用終了次第の開始となります。)

使用終了・・・納品された広告入りの封筒がなくなった場合は、その時点で使用終了します。初回納品時からおおむね1年程度使用を予定しています。ただし、共通封筒の使用に問題が生じた場合は、使用を中止することがあります。

## 9 応募資格

次の各号に掲げる要件を有する法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続

開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等) にないこと。

- (3) 提案書等の提出期限の日から事業者の決定の日までの間に、三鷹市の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年 2 月 4 日付け 24 三総契第 348 号）第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当しないこと。

#### 10 無償提供者の選定

無償提供者の選定に当たっては、提出書類に基づき、業務遂行に関する計画性、実現性、類似業務における実績などの観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行ない、選定します。選定後、数量と納品時期について協議いたします。

#### 11 広告掲出について

広告の掲載に当たり封筒印刷に先立って事前に審査をします。

#### 12 協定書の締結

三鷹市が無償提供者から封筒の無償提供を受けるときは、封筒の無償提供に関して、三鷹市と無償提供者双方で協定書を取り交わすものとします。

#### 13 応募における注意事項等

- (1) 申込書、提案書等の準備作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は原則として返却しません。  
提出された書類は、審査、選定の目的以外に応募者に無断で使用しません。
- (3) 応募期間経過後の提出、差替え等は認めません。
- (4) 無償提供者は、広告の内容に関する苦情等について責任を負い、速やかに苦情等の解決に当たってください。
- (5) 無償提供者は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、当該封筒を回収し、代替の封筒を三鷹市に提供してください。
- (6) 定めがない事項については、三鷹市と無償提供者で協議して定めることとします。

問合せ

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号

三鷹市総務部契約管理課契約係

電話 0422-29-9172 (直通)